

定 款

一般財団法人 群馬陸上競技協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人群馬陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、群馬県の陸上競技会を統轄し、代表する団体として、群馬県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること。
- (2) 陸上競技の競技力の向上に関すること。
- (3) 陸上競技の研究及び指導に関すること。
- (4) 陸上競技に関する県選手権大会及び他の競技会を開催すること。
- (5) 陸上競技に関する全国大会及び地域大会等に対する代表参加者を選定し、派遣すること。
- (6) 陸上競技の群馬県記録を公認すること及び群馬における世界記録及び日本記録の公認を申請すること。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 加盟

(日本陸上競技連盟及び群馬県スポーツ協会への加盟)

第5条 この法人は、群馬県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、日本陸上競技連盟及び群馬県スポーツ協会に加盟する。

2 この法人は、日本陸上競技連盟が定める加盟金を毎年支払う。

第4章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けな

ければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第11条 この法人には、評議員3名以上20名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は無報酬とし、退職金は支給されない。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第6章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員の招集)

第18条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段において議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 代表理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上60名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち、副会長10名以内、専務理事1名、常務理事2名以内を置くこととする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各理事(清算人を含む。以下同じ)は、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数に占める割合が、3分の1以下でなければならない。

4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、当該任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(役員解職)

第31条 代表理事及び業務執行理事が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数の決議により、この職を解くことができる。この場合、理事会で決議する前にその代表理事又は業務執行理事に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(3) その他前各号に準ずる重要な事由があるとき

(役員報酬等)

第32条 役員は無報酬とし、退職金は支給されない。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第8章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (4) その他、法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 代表理事又は業務執行理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第42条 この法人に名誉会長1名と若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て代表理事が任命する。

3 顧問は、この法人の会長、副会長及び専務理事等で陸上界に貢献のあった者のうちから、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

4 参与は、この法人の会員の中から、陸上界に貢献のあった者のうちから、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

5 名誉会長は代表理事の諮問に応じる。

6 顧問は代表理事及び理事会の諮問に応じる。

7 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

8 顧問及び参与の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 この法人の業務遂行のため専門委員会を設置する。各委員会の運営に関する規則は別に定める。

2 会長は、この法人の業務遂行のために必要に応じて、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員は代表理事が任命する。

3 その他、事務局、職員に関する事項は別に定める。

第12章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の

決議を経て、国もしくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は公益社団法人、公益財団法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第14章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第51条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

附則

(施行日)

第52条 この定款は平成24年3月20日から施行する。

(最初の事業年度)

第53条 第8条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、成立の日から平成24年3月31日までとする。

(最初の事業計画)

第54条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時評議員)

第55条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

赤石 明男、大谷 創、曾根 年助

(設立時理事及び設立時監事)

第56条 この法人の設立時理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事 中曾根 弘文、海野 俊彦、武藤 顕

(設立時代表理事)

第57条 この法人の設立時代表理事は、群馬県前橋市南町一丁目16番18号、中曾根弘文とする。

(設立者の名称及び所在地)

第58条 設立者の名称及び所在地は、次の通りである。

設立者 群馬陸上競技協会

所在地 群馬県高崎市上豊岡町145番地の5

代表者 会長 中曾根弘文

(代表者住所群馬県前橋市南町一丁目16番18号)

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南一丁目1番1号

代表者 代表理事 河野洋平

(設立時拠出財産)

第59条 設立者の設立時拠出財産は次の通りである。

設立者 群馬陸上競技協会

所在地 群馬県高崎市上豊岡町145番地の5

代表者 会長 中曾根弘文

(代表者住所群馬県前橋市南町一丁目16番18号)

拠出財産及びその価格 現金壹十万円

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南一丁目1番1号

代表者 代表理事 河野洋平

拠出財産及びその価格 現金参百万円